

仙台市公告第 817 号

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第16条第1項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年12月20日

仙台市長 奥山 恵美子



1 事業者の氏名及び住所

仙台市青葉区中央三丁目2番1号
株式会社ジャパנקリーン
代表取締役 杉澤 養康

2 開発事業の名称及び目的

名称 ジャパנקリーン産業廃棄物最終処分場（安定・管理型）併設事業
目的 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設の産業廃棄物最終処分場「安定型」の増設及び「管理型」を新設する

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市青葉区芋沢字青野木490-1 他
面積 268,308 m²

4 意見の内容

(1) 条例第16条第1項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。